

「小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

社会福祉法人 聖家族の園
小規模多機能型居宅介護事業所
希望のわだち柿田

当事業所は介護保険の指定を受けています

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを

次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◇目 次◇◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情受付について(契約書第22条参照)	7
7. 運営推進会議の設置	7
8. 協力医療機関	7
9. 非常火災時の対応	8
10. サービス利用にあたっての留意事項	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖家族の園
(2) 法人所在地 静岡県駿東郡長泉町元長窪888-69
(3) 電話番号 055-(989)-0250
(4) 代表者氏名 理事長 杉山 好文
(5) 設立年月 平成4年4月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所 希望のわだち柿田
- (4) 事業所の所在地 静岡県駿東郡清水町柿田184-2
- (5) 電話番号 055-972-8788
- (6) 管理者氏名 渡辺 信也
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成19年8月
- (9) 登録定員 29人(通いサービス利用定員18人、宿泊サービス利用定員9人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	部屋数	備 考
宿 泊 室	9室	
居 間	2	
食 堂	1	
台 所	1	
浴 室	1	
消防設備	2	
その他	1	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域 清水町

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2)営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	10:00～16:00
訪問サービス	0:00～24:00
宿泊サービス	16:00～10:00

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤
1. 管理者兼介護員	1人	
2. 介護支援専門員兼介護員	1人	
3. 介護職員	6人	4人
4. 看護職員		1人

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間; 8:30～17:30
2. 介護支援専門員	勤務時間; 8:30～17:30
3. 介護職員	主な勤務時間; 8:30～17:30 夜間の勤務時間; 16:00～9:00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間; 8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合

(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについて、利用料金の7割～9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割～3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為
 - ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

〈サービス利用料金〉

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

下記の利用表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額(負担割合証に応じた1割から3割)をお支払下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)。

要介護度	単位数	基本料金	介護保険負担割合証	介護保険負担割合証	介護保険負担割合証
			1割の 自己負担額	2割の 自己負担額	3割の 自己負担額
要支援1	3,450	34,500円	3,508円	7,016円	10,524円
要支援2	6,972	69,720円	7,090円	14,180円	21,270円
要介護1	10,458	104,580円	10,635円	21,270円	31,905円
要介護2	15,370	153,700円	15,631円	31,262円	46,893円
要介護3	22,359	223,590円	22,739円	45,478円	68,217円
要介護4	24,677	246,770円	25,096円	50,192円	75,288円
要介護5	27,209	272,090円	27,671円	55,342円	83,013円

※ 上記の自己負担額は、事業所の所在地である清水町の地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.17円を乗じた額となります。

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日でなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます

イ 加算

加算の種類	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)	内容
①初期加算	30単位/日	30円/日	初回利用時から30日以内の期間、又は30日を越える入院後に利用を再開した場合
②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750単位/月	760円/月	研修を実施しており、介護福祉士が70%以上、かつ勤続10年以上の介護福祉士が25%配置されている場合
③総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1200単位/月	1,220円/月	多職種協働及び地域における活動への参加の機会が確保されている場合
④生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	10円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じている場合
⑤認知症加算(Ⅲ) ※該当者のみ	800単位/月	813円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
認知症加算(Ⅳ) ※該当者のみ	500単位/月	508円/月	要介護2に該当し、認知症日常生活自立度Ⅱの方

※ 上記料金は、1割負担の場合となります。2割、3割負担の場合は別途ご説明させていただきます。

※ 上記の加算自己負担額は、事業所の所在地である清水町の地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.17円を乗じた額となります。

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

当事業所は「介護職員処遇改善加算Ⅰ」の適用となります。

1月あたりの総単位数の14.9%分が該当となります。

介護職員処遇改善加算は1月あたりの総単位数のサービス別加算率分が介護職員処遇改善加算の額となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供(食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金; 朝食 340円、昼食 720円、夕食 680円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

月/15日間以下1泊3,000円、月/16日目以降1泊1,500円

ウ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金;材料代等の実費をいただきます。

(2)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとにご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払いください。

・預金口座からの自動引き落としとなります。

但し、自動引き落とし手続きに2~3ヶ月かかりますので、その期間につきましては指定口座への振り込みとなります。

(3)利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(4)小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情受付について(契約書第22条参照)

(1)当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、面接、電話、書面〔お客さまの声受付書〕にて随時受け付けます。

○苦情受付担当者 [職名] 管理者 渡辺 信也

○苦情解決責任者 [職名] 理事長 杉山 好文

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00

電話番号 055(989)0250

FAX 055(989)0252

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

サービスへの苦情や相談は以下の通りとなります。

清水町役場 福祉介護課 介護保険係	駿東郡清水町堂庭210-1 電話番号 055(981)8213
静岡県国民健康保険団体連合会	静岡市春日2-4-34 電話番号 054(253)5530

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

遠藤クリニック

所在地

駿東郡清水町久米田159-4

電話番号

055-975-8801

9. 非常火災時の対応

地震、火災、風水害発生時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

また、避難訓練を月1回、契約者も参加して行います。

防火管理者：渡辺 信也

<消防用設備>

- ・自動火災報知機
- ・非常通報装置
- ・ガス漏れ探知機
- ・非常用照明
- ・誘導灯
- ・消火器
- ・スプリンクラー設備

10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の整備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。